

令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業業務委託 企画提案競技仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。
企画提案競技による業務委託候補者選定後、埼玉県は業務委託候補者と協議を行い、当該協議内容を踏まえ、契約を締結する。

第1 委託業務名

令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業業務委託

第2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

第3 事業の目的

商店会等及びその支援団体（市町村・商工団体）を対象に、組織の理念やコンセプト作成、共有及び合意形成の実践を通じて、地域における持続的な活動及びそれに取り組む人材の育成を目的とする。

第4 実施の背景

地域商業活性化及び商店街の課題解決のためには、それらに取り組む担い手を育成することが重要である。しかし、商店会等の合意形成がなされていない状況や地元自治体と商工団体との連携や支援が不足しているなどにより、持続的な活動に発展しない例が見受けられる。

そのため、本事業においては 商店会等及びその支援団体（市町村・商工団体）を対象に、組織の理念やコンセプト作成、共有及び合意形成の実践を通じて、地域における持続的な活動及びそれに取り組む人材の育成を目的とする。

第5 委託事業の内容

埼玉県（以下、「県」という。）と十分に協議しながら、受託者は次の業務を行う。

1 セミナー、ワークショップの企画・実施

(1) 受講対象者及び定員

埼玉県内の商店会等及び支援団体（市町村・商工団体）向け

セミナー : 30～50名程度を想定

ワークショップ : 15名程度を想定

(2) 開催回数・開講期間

ア 事前セミナー 1回以上

イ ワークショップ 計4回以上

ウ 事後振り返りセミナー 1回以上

※スケジュールについては、企画提案書において案を提示のうえ、事前に県と調整を行い実施すること。

(3) セミナー、ワークショップの実施

セミナー、ワークショップを通じて地域における持続的な活動及びそれに取り組む人材の育成を図ることを目的とし、以下のアからウの内容で実施すること。

ア 事前セミナーの実施

商店街等の課題を題材とした課題解決力向上を目的としたセミナーを県内で1回以上開催する。

イ ワークショップの実施

ワークショップのカリキュラムには、商店街等で実践する内容を含むこと。

埼玉県内の商店会等及び支援団体(市町村・商工団体)が連携して課題に取り組み、商店街等現地での実践結果を報告・共有できる場としてワークショップを計4回以上開催する。

ウ 事後振り返りセミナーの実施

前項イのワークショップ実施後の振り返りとともに、事例の共有を通じて、各地域の活動に活かすことを目的としたセミナーを県内で1回以上開催する。

事後振り返りセミナーについてはア及びイに参加できなかった参加者にも情報を提供するため、公開して実施すること。

(4) 募集チラシの作成・広報

受託者は、下記のとおり募集チラシを作成し、広報を行うこと。

ア 募集チラシ

A4版サイズ、作成データを県に納品すること。(pdf ファイルを想定)

イ 募集チラシの記載事項

チラシには(研修目的、研修内容、受講料、受講対象、研修日時、会場、講師、問合せ先及びその他受講に必要な事項)の記載を予定しているが、詳細については県と協議する。

(5) 研修の記録の作成

研修の内容、実施状況、ワークショップで報告された事例やノウハウ等を記載した資料を作成し、提出すること。

なお、本記録は終了後外部へ公開することを想定して作成すること。

2 セミナー、ワークショップの実施に係る共通事項

(1) 講師の選定

各研修を適切に実施するために、経歴、資格、実務経験、研修分野について十分な専

門知識を有している等、適切に選任すること。

(2) ファシリテーターの選定

各研修を適切に実施するために、経歴、資格、実務経験、研修分野について十分な専門知識を有している等、適切に選任すること。

なお、(1)の講師との兼任も可とするが適切に業務を進行できるように調整すること。

(3) 研修の実施方法

会場での集合研修を基本とする。

(4) 受講料について

原則無料とすること。教材費等参加者から徴収する場合は、事前に県と協議すること。

(5) 参加者に対するアンケート実施

受託者は、参加者から研修の内容に関する意見等を聴取するため、アンケートの作成及び調査を実施し、その回答結果を取りまとめて県に報告すること。

(6) 新型コロナウイルス感染予防対策について

国及び県の方針に準ずるとともに、状況に応じて適宜県と協議すること。

第6 業務報告

受託者は、業務の実施にあたり、県の求めに応じて随時報告を行うとともに、進捗状況を定期的に報告し、業務完了後15日以内に実施報告書を書面により提出すること。

第7 業務運営体制

受託者は、業務を適切に実施できるよう、下記(1)から(5)に対応する管理責任者を配置すること。

また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合には速やかに必要な措置を講ずること。

- (1) 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- (2) 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- (3) 研修の企画・運営
- (4) 業務全体の進捗管理、報告
- (5) その他本業務の運営上必要と認められる事項

第8 留意事項

- (1) セミナー、ワークショップにて使用する教材、募集チラシ及び研修の記録等の各種資料の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。

委託業務により得られた成果品に係る著作権については、埼玉県に帰属するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。

- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及び肖像権等

に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。

- (3) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (4) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びそのほか業務上必要な事項についての指導・教育を徹底すること。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務にかかる経費については県と協議のうえ、参加者の負担としたものを除き、原則受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡先等）については、本業務開始時に県へ報告すること。
- (9) 実施に当たっては、本業務委託仕様書に記載する事項について、県と十分に協議すること。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- (11) 本仕様書に定めるものの他、協議が生じた場合は、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議して決定する。